



償却資産を使用している皆さんへ 平成27年2月2日までに申告を

税務課課税第二係 ☎ 34・2113

固定資産税は、固定資産（土地・家屋・償却資産）に対して課税されます。

償却資産とは

償却資産とは、会社や個人で工場・商店などを経営している人が、その事業のために所有している（他の人に貸し付けているものを含む）土地家屋以外の事業用資産をいいます。

ただし、自動車税や軽自動車税の課税対象となるものは、償却資産の課税対象に含まれません。

償却資産の申告

事業用償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在に所有している償却資産を申告していただく必要があるため、申告書の提出をお願いします。

償却資産の評価額の算出方法

毎年、個々の資産の取得価額または前年度評価額をもとに、取得後の経過年数に応じる価値の減少（減価）を考慮して評価額を算出します。

ただし、評価額は取得価額の5%が最低限度です。

償却資産の評価

- 前年中に取得した償却資産の評価
評価額＝取得価額 × 半年分の減価残存率
- 前年より前に取得した償却資産の評価
評価額＝前年度評価額 × 1年分の減価残存率

償却資産の税額の計算方法

- ①取得年月日、取得価額、耐用年数から、1品ごとに評価額を算出します。
- ②課税標準の特例の適用がある場合は、適用後の額が課税標準額です。適用のない場合は決定価格がそのまま課税標準額となります。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{平成27年度の} \\ \text{税額} \\ \text{(100円未満切り捨て)} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{平成27年度の} \\ \text{課税標準額} \\ \text{(1,000円未満切り捨て)} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{税率} \\ \text{(1.4\%)} \end{array}}$$

※同一の人でその人にかかる償却資産の平成27年度課税標準額が150万円未満の場合は、免税点により課税されません。

参考：児童扶養手当の月額 (平成26年4月～)

子どもが1人の場合

全部支給	41,020円
一部支給	41,010円～9,680円

2人目以降の加算額

2人目	5,000円
3人目以降	1人につき3,000円

※所得に応じて決定されます。

●お子さんを養育している祖父母などが、低額の老齢年金を受給して
●今回の改正により新たに手当を受け取れる例

これまで、公的年金（遺族年金や障害年金など）を受給する人は児童扶養手当を受給できませんでしたが、しかし、児童扶養手当法の改正により、公的年金給付などを受けている場合でも、年金額が手当額を下回る人は、その差額分の手当が支給できることになりました。
児童扶養手当を受給するためには、申請が必要です。

平成26年12月1日(月)から 児童扶養手当法の一部が改正されます

健康福祉課子育て支援係 ☎ 34・2098

いる場合
●父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合

●母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合など

新たに手当を受給するための手続き

児童扶養手当を受給するための申請書類などの詳細は、健康福祉課子育て支援係までお問い合わせください。

支払開始日

申請の翌月分から支給されます。ただし、これまで公的年金を受給していたことにより児童扶養手当を受給できなかった人のうち、平成26年12月1日に支給要件を満たしている人が、平成27年3月までに申請した場合は、平成26年12月分の手当から受給できます。

平成26年12月～平成27年3月分の手当は、平成27年4月に支払われません。



年 末 年 始 の 業 務 案 内

施 設 の 休 業

施 設 名	休 業 期 間
町役場 休業中の戸籍の届出は管理室（町役場西側玄関左）へ。	12月27日(土)～1月4日(日)
浄水場（上下水道部） 休業中の漏水などの連絡は☎ 32-2516へ。	12月27日(土)～1月4日(日)
保健センター 磯城休日応急診療所などの業務案内は本紙32ページ。	12月27日(土)～1月4日(日)
すこやかひろば	12月26日(金)～1月4日(日)
田原本青垣生涯学習センター 公民館 図書館 弥生の里ホール 唐古・鍵考古学ミュージアム	12月28日(日)～1月5日(月)
ふれあいセンター	12月28日(日)～1月6日(火)
さわやか交流センター	12月28日(日)～1月6日(火)
老人福祉センター	12月28日(日)～1月4日(日)
中央体育館 健民運動場 中央体育館庭球場 やすらぎ体育館	12月25日(木)～1月5日(月)
町民ホール	12月28日(日)～1月4日(日)
イベント広場 コミュニティホール 屋外ステージ	12月28日(日)～1月4日(日)
えのき広場グラウンドゴルフ場	12月30日(火)～1月1日(木)
笠縫駅前自転車駐車場	1月1日(木)～1月3日(土)
田原本駅前自転車駐車場	年中無休

自 動 交 付 機 の 休 止

住民保険課
☎ 34-2087

次の期間は自動交付機を休止しますので、住民票・印鑑登録証明書を発行できません。

休止期間 12月29日(月)～1月3日(土)

犬 の 捕 獲 、 犬 ・ 猫 の 引 き 取 り

保健センター
☎ 33-8000

次の期間、犬の捕獲、犬・猫の引き取りを行いません。

●動物愛護センター（宇陀市）☎ 0745-83-2631

犬の捕獲 12月19日(金)～1月4日(日)

犬・猫の引き取り 12月20日(土)～1月4日(日)

ご みの 収集 ・ 持 ち 込 み

環境管理課
☎ 33-5003

清掃工場では、下記のとおりごみの収集と持ち込みの受付を行います。

年 末 の も え る ご み 特 別 収 集 日

	年 末 の 特 別 収 集
月・木曜日の地域	12月29日(月)
火・金曜日の地域	12月30日(火)

年 始 の ご み 収 集 開 始 日

もえるごみの収集日が月・木曜日の地域

	年 始 の 収 集 開 始 日
もえるごみ	1月5日(月)
古新聞・紙パック	1月9日(金)

もえるごみの収集日が火・金曜日の地域

	年 始 の 収 集 開 始 日
もえるごみ	1月6日(火)
古新聞・紙パック	1月7日(水)

年 末 年 始 の ご み の 持 ち 込 み

12月29日(月)・30日(火)

受付時間 午後1時～4時

1月4日(日)

受付時間 午前9時～正午

■ 持 ち 込 み ご み の 手 数 料

種 別	単 位	手 数 料
事業系一般廃棄ごみ	10 kgごと	130円
一般家庭ごみ	10 kgごと	50円

※ 10 kg未満は、10 kgとみなします。

12月23日(火)天皇誕生日は、 ご みの 収集 を 行 い ませ ん

もえるごみの収集日に当たる地域は、次の収集日に出してください。

※ごみの持ち込みも受け付けていません。

し 尿 く み 取 り

浄化センター
☎ 33-5727

年末年始はし尿くみ取りの申込が集中しますので、12月24日(木)までに浄化センターへ申し込んでください。（くみ取り量に応じた料金が必要です）

休止期間 12月28日(日)～1月6日(火)